

寒川町町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第21号

寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第1条 寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第27条の4」に改める。

第8条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第13条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第14条第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第14条の2第3号を次のように改める。

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定
非営利活動に関する寄附金のうち、その主たる事務所を神奈川県に有する認定
特定非営利活動法人等に係るもの

第14条の2に次の1項を加える。

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第314条の7
第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平
成30年寒川町条例第22号)に規定する特定非営利活動法人の行う特定非営利活動
促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に
関連する寄附金(同条例に規定する期間内に支出されたものに限る。)とする。

第2章第3節中第28条の前に次の3条を加える。

(環境性能割の税率)

第27条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率

は、当該各号に掲げる率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の申告納付)

第27条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第27条の6 町長は、第33条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。)のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の取得者に対して課する環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第28条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第30条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第31条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車の」を「種別割の」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改める。

第32条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「法第442条の2第2項の」を「法第444条第1項に」に改める。

第33条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第2号中「で年齢が18歳未満のもの」を削り、「一つにする」を「一にする」に、「若しくは当該精神障害者」を「若しくは精神障害者」に、「生活をする」を「構成される世帯の」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に、「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に、「一つにする者」を「一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者」に改め、同項第1号中「一つにする」を「一にする」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第34条第2項中「法第442条の2第3項ただし書」を「法第443条第3項ただし書」に、「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第41条第1項第3号中「第27条」の次に「、第27条の5第1項」を加え、同項第5号中「第32条」を「第27条の5第2項又は第32条」に改める。

附則第9項各号列記以外の部分中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改める。

附則第10項各号列記以外の部分中「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同項第5号中「第7条第14項」を「第7条第13項」に改める。

附則第11項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「及びロ」を「からホまで」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「、ロ及びハ」を「及びロ」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 法附則第15条第32項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

附則第11項第7号を削り、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

- (10) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2

附則第12項の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則に次の7項を加える。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

16 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(環境性能割の税率の特例)

17 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

18 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(環境性能割の申告納付の特例)

19 第27条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(環境性能割の減免の特例)

20 町長は、当分の間、第27条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の課税免除の特例)

21 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

22 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(寒川町町税条例の一部改正)

第2条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第11項第7号中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同項第8号中「第15条第45項」を「第15条第44項」に改め、同項第9号中「第15条第47項」を「第15条第46項」に改める。

(寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成26年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

新条例第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
新条例第29条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
新条例第29条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第12項	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成26年寒川町条例第15号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条

新条例附則第12項の表第2号 ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第9項 の規定により読み替えて適用 される第29条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第12項の表第2号 ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第9項 の規定により読み替えて適用 される第29条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
新条例附則第12項の表第2号 ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第11項 の規定により読み替えて適用 される第29条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第4条 寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(平成22年寒川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第1条中「、軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車税の徴収方法」を「種別割の徴収方法」に改める。

第2条中「軽自動車税」を「種別割」に、「第446条第1項」を「第463条の18第1項」に改める。

第3条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第4条第1項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税種別割納税証紙」に、「当該軽自動車税」を「当該種別割」に改め、同条第2項中「軽自動車税の納税義務」を「種別割の納税義務」に、「軽自動車税納税済印」を「軽自動車税種別割納税済印」に改める。

第1号様式中「軽自動車税」の次に「種別割」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寒川町町税条例第9条の改正規定 平成31年1月1日

- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日

- (3) 第1条中寒川町町税条例目次、第8条、第13条及び第14条の改正規定、第28条の前に3条を加える改正規定、第28条から第34条まで、第41条及び附則第12項の改正規定並びに附則に7項を加える改正規定並びに第3条及び第4条の規定 平成31年10月1日

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

- 4 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第13条及び第14

条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 6 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。